豊田市ふれあい収集実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物及び資源（以下「ごみ等」という。）を豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年条例第３号。以下「条例」という。）第２条第２項第５号及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和６０年規則第２２号。）第２条で設置された所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者等に対し、市長が戸別ごみステーションを設置し、ごみ等の収集支援を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「ふれあい収集」とは、次条に規定する者に対する、条例第１３条第１項に定めるごみ等の適正処理のための戸別収集をいう。

（対象者等）

第３条　ふれあい収集を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自動車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を排出することが困難である者とする。

（１）　要介護認定者１号及び２号の要介護認定を受けている別表に示す一人暮らしの者

（２）　身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示す一人暮らしの者

（３）　世帯員全員が、前２号に該当する世帯

（申請手続）

第４条　ふれあい収集を受けようとする者は、豊田市ふれあい収集申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（審査）

第５条　市長は、前条の申請があった場合は、本人の同意を基に申請者の居宅を訪問し、面会・必要な調査を行うものとする。

２　ふれあい収集対象者（以下「対象者」という。）は、清掃業務課内に組織するふれあい収集対象者認定審査会が決定する。

３　ふれあい収集対象者認定審査会は、前項の決定を行う場合には、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にするものとする。

（決定通知）

第６条　市長は、前条の規定により可否を決定したときは、豊田市ふれあい収集の実施に関する決定通知書（様式第２号）を申請者に送付するものとする。

２　申請者は前項の通知で対象となった場合には、貸与された原材料（ごみステーション）を管理し、破損した場合は速やかに市に報告するものとする。

（収集するごみ等の種別）

第７条　ふれあい収集により収集するごみ等の種別は、次のとおりとする。ただし、粗大ごみは収集しない。

（１）燃やすごみ

（２）埋めるごみ

（３）金属ごみ

（４）プラスチック製容器包装

（５）資源（ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみ）

（ごみ等の収集方法）

第８条　ふれあい収集によるごみ等の収集方法は、次のとおりとする。

（１）　収集日は市の指定する日とする。

（２）　ごみステーションは、対象者の玄関の前等を原則とするが、支障のある場合は協議のうえごみステーションの位置を決定する。

（３）　燃やすごみ、埋めるごみ、金属ごみ、プラスチック製容器包装については、それぞれの品目ごとに豊田市指定ごみ袋に入れて排出する。

（４）　ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみについては、それぞれの品目ごとに透明な袋に入れてまとめて排出する。

（現況調査）

第９条　市は、定期的に第３条に規定する要件を満たしているかなど現況について調査することができる。

（関係機関への情報提供）

第１０条　市は、対象者から一定期間ごみ等の排出がない場合は、関係機関に情報の提供を行うものとする。

（収集の一時停止）

第１１条　対象者は、入院、旅行その他の理由で、ごみ等の排出を２週間以上一時停止する場合は、あらかじめ電話等により市に連絡し、市は、申出のあった期間、収集を一時停止する。

（対象者報告義務）

第１２条　対象者は、第３条に規定する要件を満たさなくなったとき又はふれあい収集の必要がなくなったときは、直ちに電話等により市に連絡をしなければならない。

（収集の中止）

第１３条　次の場合は、ふれあい収集を中止する。

（１）　対象者から中止の申出があったとき。

（２）　第３条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（３）　分別方法を守らないなど、収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

２　市長は、前項第３号によりふれあい収集を中止するときは、豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書（様式第３号）を対象者に送付するものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">種　類</td><td>ふれあい収集対象者の要件</td></tr>
<tr><td colspan="2">要介護認定者１号及び２号</td><td>要支援２又は要介護１以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障がい者</td><td>身体障がい者</td><td>身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級
１　肢体不自由１級・２級・３級
２　視覚障がい１級・２級・３級</td></tr>
<tr><td>精神障がい者</td><td>精神障がい者保健福祉手帳　１級・２級</td></tr>
<tr><td>知的障がい者</td><td>療育手帳　Ａ判定・Ｂ判定</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　同一敷地内又は隣接地で世帯分離を行っていても同居とみなす。</td></tr>
</table>